
2013年度

JICAインターンシッププログラム
募 集 要 項

独立行政法人国際協力機構

国際協力人材部 総合研修センター



1 目的

本プログラムは、開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生、また国際協力に強い関心を有する若手医師(*)に対し、JICA 本部、国内機関、在外事務所における実務実習の機会を提供することにより、JICA 事業及び我が国国際協力に関する理解を深め、本プログラムを通じて JICA 専門家等国際協力人材としての活動を志向していただくことを目的としています。

なお、本プログラムは JICA 職員採用及び他の研修制度(ジュニア専門員制度等)における選考とは関係なく実施するものであり、本プログラムへの参加が直接採用等に結びつくことはありません。

(*) 若手医師対象のインターンプログラムは海外の保健医療分野の技術協力プロジェクトで実施します。

2 応募資格

(1) 応募時に日本の大学院(*)に在学中もしくは海外の大学院に留学中、又は入学許可を取得済みの者で、原則として実習期間全体を通じて大学院に在籍している者。

但し、以下の場合も応募を認めるものとする。

- ・入学許可を取得後、入学前の時期に実習を行える実習ポストがある場合。
- ・大学院在籍期間内に実習を開始し、実習期間中に大学院卒業となる実習ポストがある場合。

(*) 専門職学位課程、修士課程、博士課程

(2) 分野にかかわらず国際協力・開発援助に関連のある研究を行っていること。

インターン(医師枠)を希望する者は、上記(1)、(2)によらず、「医師免許」有資格者で、日本の医療現場での活動経験を有する者。ただし、JICA の技術協力プロジェクトでは診療行為は一切行わず、保健行政官や医療従事者との協議や調査が業務の中心となるため、このことを十分

(3) 将来、JICA 技術協力専門家等、国際協力関連の仕事に従事することを希望していること。

(4) 心身ともに健康であること(特に海外での実習を希望する者は、配慮を要する既往症や病気にかかっていないこと※)。

※JICA インターンシップ総合保険または海外旅行傷害保険(国際協力友の会)では、既往症の場合は補償されないことがあります。

(5) 十分な日本語能力及び実習に必要な外国語能力を有すること。英語の場合は英検 2 級以上、TOEIC640 点以上、または TOEFL iBT61(PBT500 点、CBT173)以上、IELTS5.0 以上。フランス語は仏検 2 級以上、DELFA2 以上。スペイン語は西検 4 級以上、DELE 初級以上。なお、実習内容によっては上記レベル以上の外国語能力が求められることもあります。詳しくは「**実習ポスト情報**」別添 1-1~1-4(医師枠は 1-1、1-5)の「応募資格要件以外に必要な要件」を参照願います。

インターン(医師枠)希望者で上記証明書の取り付けが困難な場合、同等の語学力が何らかの形で証明できる(学会論文や発表、海外研修の経験等を応募書類へ記載する)こと。

(6) これまで本プログラムに参加した経験がないこと。

(7) 希望する実習ポストが指定している「応募資格要件以外に必要な要件」を満たしていること。

(8) 本プログラム参加に要する経費を自己負担できる者。

3 実習内容

実習内容は、配属先における一般業務補助もしくは配属先が設定した特定テーマに関する業務(補助)となります。各配属先における実習内容の詳細については「実習ポスト情報」別添 1-1～1-4(医師枠は 1-1、1-5)を参照願います。

具体的な実習内容は選考終了後、インターンと配属先の指導担当者との間で打合せをして最終調整のうえ決定します。

なお、状況の変化により、実習内容が変更されることがあります。特に、在外事務所でのインターンについては治安状況等の変化により、実習そのものが中止になることもあります。

4 実習期間

実習可能な期間・時期は各実習先毎に設定されています。別添 1-1～1-4(医師枠は 1-1、1-5)の「実習ポスト情報」を確認の上、応募用紙に実習希望期間・時期をご記入下さい。ポスト毎に指定された実習期間より短期・長期、及び実習可能時期以外の時期への応募はできません。

5 応募方法

(1) 応募書類 * 大学院生と医師は応募書類の様式が違いますのでご注意ください。

【大学院生対象インターン実習応募書類】

ア 応募申請書(様式 1-大学院生)PDF

イ 履歴書(様式 2-大学院生)(全部で計 3 頁あります。)Excel 必須

ウ 自己申告書(様式 3-大学院生)…第 1 希望～第 3 希望の実習ポストのそれぞれについて以下を説明してください。

(ア) 本プログラム/実習ポストを希望する背景:

その実習ポストの科目(分野)/国(地域)のどういう点に興味があって本プログラムに応募したか? またそれはなぜか?

(イ) 本実習ポストへの具体的な計画/提案(インターン提案型のみ):

大学院生からの自由研究テーマで応募するインターン提案型の場合、自身の興味・関心だけでなく、受入部署業務にもどのように貢献できるか、当該国や当該部署の課題・ニーズを十分情報収集の上、具体的な計画を提案しアピールすることをお勧めします。

(ウ) 本実習ポストへの期待:

本実習ポストを通して何をどれだけ達成することを期待するか? またそのためのどういう基礎知識/経験がどのくらい自分にあると考えるか?

(エ) 大学院における研究内容と将来の進路:

注 1: できる限り具体的に説明してください。

注 2: 第 1 希望～第 3 希望の実習ポストそれぞれについて A4 用紙 1 枚にまとめてください。

注 3: 項目ごとの行数は任意に調節してください。

注 4: 一部の实習ポストに応募者が集中することが例年見かけられます。実習の課題や対

象国などを1点に限定されていない方については、第1希望の実習ポストに加えて第2-第3の希望ポストを提出されることをお勧めしますが、第2-第3の希望ポストについては必ずしも提出していただかなければならないものではありません。

エ 指導教官の推薦状(様式4) * 大学院入学前の方は卒業大学の指導教官推薦状 [PDF](#)

* 日本語版、英語版のいずれかを提出してください。

オ 健康に関する質問票(様式5)

カ 在学証明書 [PDF](#)(オリジナルはオリエンテーション時に提出)

…2 応募資格の(1)を満たしていることを明確に示す内容の証明書であることを提出前に必ずご確認ください。

特に、海外の大学に在籍の場合にご注意いただきことは、

イ) ご自身が在籍されているプログラム(修士課程など)の種類と具体的な期間(年月日～年月日)がその証明書に記載されていることが求められます。もし同書類にその期間の記載がない場合は、

ロ) 同大学のホームページの中でそれが記載されている箇所をプリントアウトし在学証明書に添付するなどの対応をしてください。

注意: 大学院入学前の方は、大学院入学許可書(写し)をご提出下さい。

キ 語学力に関する証明書 [PDF](#)

* 下記のいずれかの言語の資格の成績証明書またはスコアシートの写しを、A4 サイズの用紙に貼付して提出してください。スコアの取得時期は問いません。(下記以外の証明書などは不可)

英語: TOEFL(iBT,CBT,PBT), TOEIC, IELTS, 英検

仏語: DELF, 仏検

西語: DELE, 西検

* 応募ポストで別途語学要件が指定されている場合は、当該要件を満たす語学証明書も併せて提出してください。

■ 海外の大学院へ留学中の方で在外事務所での実習を希望される方は以下の書類も必ず提出して下さい。

ク 現在加入している海外旅行傷害保険等の内容(補償内容/範囲(補償金額)・加入期間等)を証明する書類(保険契約証等)の写し [PDF](#)

* 保険加入者(被保険者)氏名、補償内容、補償金額、加入期間がわかるページの写し

注1 カ、キ、ク以外は、必ず所定の様式に記入

注2 ア、エ、カ、キは、PDFで送付の上、オリエンテーション時に原本提出

注3 第2～第3希望のポストがある場合は第2～第3希望の「自己申告書」をそれぞれについて別途作成すること

【医師対象インターン実習応募書類】

ア 応募申請書(様式1-医師枠) [PDF](#)

イ 履歴書(様式2-医師枠)(全部で計3頁あります。) [Excel](#) 必須

ウ 自己申告書(様式3-医師枠)…第1希望～第3希望の実習ポストのそれぞれについて以下を説

明してください。

(ア) 本プログラム/実習ポストを希望する背景:

その実習ポストの科目(分野)/国(地域)のどの点に興味があって本プログラムに応募したか? またそれはなぜか?

(イ) 本実習ポストへの期待:

本実習ポストを通して何をどれだけ達成することを期待するか? またそのためのどのような基礎知識/経験がどのくらい自分にあると考えるか?

(ウ) 国際協力事業参画への将来計画について記載して下さい。

注 1: できる限り具体的に説明してください。

注 2: 第 1 希望~第 3 希望の実習ポストそれぞれについて A4 用紙 1 枚にまとめてください。

注 3: 項目ごとの行数は任意に調節してください。

注 4: 一部の实習ポストに応募者が集中する可能性があります。実習の課題や対象国などを 1 点に限定されていない方については、第 1 希望の実習ポストに加えて第 2-第 3 の希望ポストを提出されることをお勧めします。(第 2-第 3 の希望ポストについては必ずしも提出していただくかなければならないものではありません。)

エ 医師免許の「写し」[PDF](#)

オ 健康に関する質問票(様式 5)

カ 語学力に関する証明書 [PDF](#)

* 下記のいずれかの言語の資格の成績証明書またはスコアシートの写しを、A4 サイズの用紙に貼付して提出してください。スコアの取得時期は問いません。(下記以外の証明書などは不可)

英語: TOEFL(iBT,CBT,PBT),TOEIC,IELTS,英検

仏語: DELF,仏検

西語: DELE,西検

* 上記証明書の取り付けが困難な場合、2 応募資格(6)記載のとおり、同等の語学力(学会論文や発表、海外研修の経験等)を有している事について履歴書へ記載すること。

注 1 エ、カ以外は、必ず所定の様式に記入願います。

注 2 ア、エ、カは、PDFで送付の上、オリエンテーション時に原本提出

注 3 第 2~第 3 希望のポストがある場合は第 2~第 3 希望の「自己申告書」をそれぞれについて別途作成し、「応募申請書」「履歴書」(自己申告書以外はコピー可)を添付して、第 1 希望~第 3 希望のそれぞれについて書類一式を提出願います。

(2) 応募受付締切日

大学院生/医師枠 2013年(平成25年)5月12日(日)…必着

必ず書類一式を期限までに提出してください。

(語学力証明書など一部分の書類を別途送付することはご遠慮願います。)

(3) 応募書類送付先

応募書類を全て揃え、電子メール件名に「JICAインターンシップ・プログラム応募(ご氏名)」と記載し、下記電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス: jicaiict-intern@jica.go.jp

注1 上記アドレスに送信後、3営業日以内に受領通知が届かない場合は、お問い合わせください。

注2 応募書類は、圧縮(zip形式推奨)して添付送信ください。

(4) 国際協力人材登録

国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」にて、国際協力人材登録(簡易登録可)を行ってください。

PARTNER⇒<https://jica-partner.secure.force.com/PartnerHome>

(5) 応募に際しての注意事項

■全応募者共通事項

ア 応募書類は一切返却いたしません。

イ 選考結果などに関するお問い合わせや日程・通知方法に関する個別の要望には一切お答えできません。

ウ 不足・不備のある書類、資格要件を満たさない内容の書類は選考の対象外となります。また締切期限を過ぎて提出された応募書類は、受け付けません。

(このために選考の対象外となるケースが毎年見受けられます。書類内容をよく確認のうえ、できる限り日数に余裕をもって書類を提出されることをお勧めします。)

エ 募集ポストによっては、今後の治安状況の変化等によって実施中止となる場合がありますので、予めご了承願います。

オ 書類選考結果、面接選考結果は基本的にEメールで通知します。確実に連絡がとれるアドレスを応募履歴書に記載願います。(期間内に連絡不能な場合は不合格となります。大文字、小文字の別や、半角アンダーバー等、読み間違いの起こりやすい文字・記号については十分注意して記入するようにして下さい。)

■海外の大学院に在学中の方

ア 海外からの応募も可能ですが、面接選考合格後に事前オリエンテーション資料等をJICAからインターン予定者へ送付し、実習開始前までに実習開始に必要な書類をご提出していただく必要があります。応募履歴書に記載いただくEメールアドレスは日本語文書作成に対応可能な送付先を必ず記載願います。

イ JICA在外事務所でのインターン実習を希望される場合、海外(日本以外の国)から海外へ渡航される方についてはJICAで一括加入している保険に加入できないため、海外留学に際してご自身で加入された海外旅行傷害保険をJICAインターン実習期間中も適用していただきます。また、保険の補償範囲は、原則、JICAで加入する保険(本邦出発/到着者対象)の補償範囲(*)と同等のものとしていただきます。万一、加入済みの保険の補償範囲が十分でない場合、

不足分について追加加入していただく必要があります。手続きは、各自で条件を満たす保険を探し、(面接試験合格後)JICAインターン実習期間をカバーする期間分について各自で加入し、保険の付保内容をJICAへ提出し、JICAで内容確認がとれた後に実習可能となります。各自で行っていただく加入手続き、及びJICAでの確認作業に時間を要する為、インターン実習時期の設定は十分時間の余裕をもって計画して下さい。

なお、すでに加入されている保険で補償範囲をカバーできる場合(応募時にJICAへ提出いただく書類で確認できた場合)は、あらためて保険に加入する必要はありません。

(*)JICAで加入している保険(本邦出発/到着者対象)の内容(2013年3月時点)

傷害死亡保険期金額:3,000万円、傷害後遺障害保険金額:最高3,000万円

疾病死亡保険金額:3,000万円、治療救済費用保険金額:5,000万円を上限とした実費

6 選考

(1)選考方法

選考対象となる全応募者を対象に書類選考を実施します。書類選考終了後、書類選考合格者を対象として、面接選考を行います。面接選考は第1希望、第2希望もしくは第3希望のいずれかの実習先について実施します。

書類選考結果及び面接選考の日程連絡(調整)はEメールで通知します。応募時の履歴書には必ず連絡可能なEメールアドレスを記載願います。*書類選考合格後、面接実施期間内に連絡がとれず日程調整ができなかった場合は不合格となります。

(2)選考日程

■大学院生・インターン医師枠 共通

選考	日程
応募締切(必着)	2013年5月12日(日)
書類選考結果通知	2013年5月31日(水)(予定)
面接選考	2013年6月3日(月)~6月14日(金)(予定) *上記期間内のJICAが指定する日
面接選考結果通知	2013年6月19日(水)(予定)

(3)面接選考会場

実習希望先及び応募者の居住地により、面接選考会場は異なります。

■日本国内の大学に在籍している方、インターン医師枠へ応募される方

実習希望先	面接選考会場	実施日(予定)
本部	本部(東京-麹町あるいは市ヶ谷)各部署	(予定) 6月3日(月)~6月14日(金) *上記期間内のJICAが指定する日
在外事務所(*)		
国内機関	各国内機関	
インターン医師枠	本部(東京-麹町/人間開発部)	

(*)実習予定先在外事務所と TV 会議システムによる面接、もしくは国際協力人材部・総合研修センターによる面接のどちらかを行います(実習ポスト毎に異なります。どちらの方法になるかは、面接選考対象者(書類選考合格者)へ個別に連絡します)。

なお、国際協力人材部・総合研修センターにて面接を行う場合は、6月3日(月)実施予定

■海外の大学に留学中の方

英国、フランス、米国、中国いずれかの JICA 事務所において、当該事務所の TV 会議システムを使って実習予定先部署/在外事務所と面接することが可能です。希望者は応募時に、応募申請書(様式1)にて希望する面接会場を選択して下さい。なお、交通費等は全額自己負担となります。(希望選択が無い場合は、実習希望先部署/事務所において直接面接していただきます。)

また、留学先国の在外事務所での実習を希望されている場合は、原則、当該事務所において面接を行います。

(4)注意事項

ア 選考スケジュールは応募状況により変更する場合があります。

イ 面接に要する旅費、宿泊費は自己負担となります。

ウ 書類選考結果、面接選考の日時案内等の通知はEメールで行います。常に利用可能なEメールアドレスを応募書類に必ず記載願います。*連絡不能等で面接日程調整が行えない場合は不合格となります。

7 事前オリエンテーション

(1)日時

合格者は、6月24日(月)に JICA 国際協力人材部 総合研修センター(東京-市ヶ谷)において行われる事前オリエンテーションへの出席が義務付けられます。

*インターン(医師枠)合格者の事前オリエンテーション日程は別途設定し、個別に連絡します。

(2)海外の大学院に留学中の方について

本邦でのオリエンテーション終了後、関係書類を送付いたします。

*実習希望先国に留学中の場合は、実習先事務所において事前オリエンテーションを行います。

8 JICAによる経費補助・負担

実習に要する経費は、原則としてその一切について**インターンが自己負担することが前提(重要!)**です。(2 応募資格の(8)参照)

特に、在外事務所における実習希望者は、関連機関、文献などの情報を参照し、往復の航空賃や現地での滞在、その他に要する経費を計算し、余裕を持ってそれを自己負担することができることを十分確認したうえで、本プログラムに応募することを検討してください。

国内における実習希望者についても、居住地と異なる地域で実習を行なう場合は、宿泊費などの

必要経費に十分注意してください。

ただし、下記にかかる経費については JICA が補助又は負担します。

(1) 国内配属のインターンに支給する経費

ア 実習中は普通傷害・損害賠償責任保険に JICA 負担にて加入します。

イ 実習の一環として研修旅行を行なう際には、JICA 規程に基づき旅費を支給します。

(上限 70,000 円)

(2) 在外事務所配属のインターンに支給する経費

ア 実習中及び渡航期間中(本邦から実習先への直行直帰に限る)は、JICA 負担により「国際協力友の会」(JICA 所定の海外旅行傷害保険)に加入します。

(注)海外の大学院に留学中の方が留学先国から在外事務所のある国へ渡航される場合:

各自がすでに加入している海外旅行傷害保険を適用していただきます。ただし、加入済みの保険の補償範囲が JICA 所定の海外旅行傷害保険「国際協力友の会」と比較して十分ではないと判断され、不足分を新たに保険加入していただく場合、JICA 所定の保険の保険料を上限(同等の補償範囲)に、実費額を補助します。* 加入手続き等は各人で行っていただきます。

イ 実習国に入国/滞在するに際して JICA が指定する種類の予防注射接種料(ただし上限あり。)

ウ 実習期間中は滞在費の一部として「国別滞在費補助額(日額)」(表1)を支給します。

ただし、海外の大学へ留学中の方が、留学先国に所在する JICA 在外事務所インターン実習を行う場合は支給しません。

(注)現地の生活費用の全額が JICA から支給されるものではありません。必要額については実習ポストに記載されている現地生活費目安額や現地の状況等を確認の上、各自で必要経費を見積もって渡航準備を進めて下さい。

【国別滞在費補助額(日額)】表1

実習国	補助額 (US\$)	実習国	補助額 (US\$)	実習国	補助額 (US\$)
カンボジア	23	エルサルバドル	37	ウガンダ	27
ラオス	23	ボリビア	36	ザンビア	41
ベトナム	23	バルカン	33	セネガル	51
フィジー	33	ブラジル	51	タンザニア	40
中華人民共和国	27	ニカラグア	22	スーダン	49
モンゴル	27	アルゼンチン	43	ヨルダン	32
バングラデシュ	48	エチオピア	28	モロッコ	36
インド	66	ガーナ	35	パレスチナ	71
スリランカ	65	ケニア	41	トルコ	43
ドミニカ共和国	23	マラウイ	31		

(上記補助額の単価が実習国によって異なるのは、現地の物価状況の相違によるものです。単価が高い実習国は低い実習国よりも恵まれた生活を送ることができるというわけではありません。)

上記の円相当額を、インターン名義の日本国内の銀行口座に振り込みます。

(3) 注意事項

上記(1)および(2)以外の経費は、下記に記載のものを含めて全て自己負担となります。

ア 面接選考、事前オリエンテーション、報告会出席のための交通費

イ 海外で実習を行う場合の往復航空賃等の渡航費、査証申請費、上記補助額を超える滞在費

ウ 実習場所までの交通費、通勤費

エ 海外留学中の方が、面接、事前オリエンテーション、実習及び報告会のために移動する際に要する経費(日本までの往復航空賃、空港から居住地までの国内移動費等)

オ 国内のインターンが居住地を離れて実習を行う場合の宿泊費。なお、実習先が国内機関の場合などで同国内機関の宿泊施設に空室がある場合には実習期間中に限り、特別料金での宿泊が可能です。国内機関の空室状況については、合格決定後に当該国内機関の指導担当者にお問い合わせ下さい。

9 実習開始準備 * インターン合格後の手続き・準備等

インターン合格後は実習開始に先立ち、下記の準備を行っていただきます。準備期間中は JICA 国際協力人材部 総合研修センターインターン担当者と常に連絡が取れる状況にしてください。詳細は、事前オリエンテーションにて説明致します。

(1) 実習内容・日程の調整

インターン合格後、配属先の指導担当者と具体的な実習内容及び日程を調整してください。

(2) 誓約書及び身元保証書の提出

合格者には実習開始前に、実習期間、実習場所、服務、守秘義務、個人情報保護、資料の帰属、賠償責任、実習に要する経費、保険の加入、報告書の提出、実習の中止等について定めた誓約書、及び保証人による身元保証書を提出していただきます。

また、海外で実習するインターンについては、上記(1)、(2)に加えて、以下(3)、(4)についてもご留意願います。

(3) 実習国に関する情報の収集

実習国に関する情報収集に努めてください。(現地到着後、生活準備を整えてできる限り速やかに実習が開始できるよう、十分な情報収集が大切です。)その際、必ず下記の JICA のサイトに記載されている国別・地域別の各種情報を確認してください。なお、実習国によっては下記サイトに情報が掲載されていない国もあります。

JICA の国別取り組み: <http://www.jica.go.jp/activities/regions/index.html>

JICA 国別生活情報: <http://www.jica.go.jp/seikatsu/index.html>

(4) 旅券・査証・航空券の手配 (及び海外旅行傷害保険加入手続き: 該当者のみ)

在外事務所配属インターンは全てご本人の負担と責任で行っていただきます。JICA はインター

ンから申請があった場合、必要に応じて査証取得のための証明書を発給します。

ア なお、本プログラム実施において当機構が加入する保険会社との契約の関係上、また安全の観点から、実習国までの往復の渡航のフライトは

(ア) 居住地から実習地まで順路直行(往復)に限られます。すなわち他に便が全く存在しない場合などやむを得ないトランジット(ただし 24 時間以内に限る)を除く立ち寄り、本プログラム参加以外の目的(たとえば当機構以外の団体主催によるプログラムの参加、観光など)*を含むフライトは認められません。

(イ) JICA の安全基準で渡航などが禁止されている都市の立ち寄り(24 時間以内を含む)などのフライトは、認められません。

在外事務所配属のインターンは、オリエンテーションにて説明される内容に基づいて JICA 総合研修センターに対する諸書類(事務)手続きの一切を完了し、同センターより本プログラムの参加を正式の承認を受けた上で、フライトにかかる手続きを取り進めることが求められます。

イ また、同センターより同承認を受けていても渡航までに、あるいはすでに実習国に到着後であっても、状況が急変して現地の安全状態が当機構の定める基準を下回る結果となった場合は、本実習の承認が取り消される、あるいは中止して帰国していただくことがあります。

ウ 上記が満たされなかったためにフライトの変更をして生じた費用、および「イ」が発生した結果生じた費用などは、本人負担(「8. JICA による経費補助・負担」の項の 1-2 行目参照)となります。

エ 上記アの(ア)、(イ)およびイは、当機構の事業の関係者全体に対する姿勢、すなわち安全最優先の考え方に基づく対応であることをご理解願います。

オ 海外留学中の方で、留学先国から JICA 在外事務所へ直接渡航される場合は、ご自身で海外旅行傷害保険に加入していただきます(加入済みの保険の補償範囲で JICA 加入の保険と同等の補償が得られる場合は新規加入不要)。

* 当機構以外の団体主催によるプログラムの参加など本プログラム参加以外の目的の行動は、実習国までの往復の渡航中だけでなく、実習国においても認められません。

10 実習時間・実習中の休日

実習時間は各配属先の勤務時間に準じますが、原則として終日勤務の実習となります。休日は土、日、祝日、及び配属先の長の定める日とします。在外事務所においては、当該事務所が定める日を休日とします。* JICA 本部での勤務は(月)~(金)の9:30~17:45(昼休み:12:30~13:15)

配属先・実習内容によっては学業との両立等のため勤務形態を調整することが可能な場合がありますが、特段の記載がないものは職員の勤務時間と同様となります。

11 インターンへの便宜

JICA はインターンに対し、以下の便宜を図ります。

(1) 配属先内実習環境

実習中は原則として執務室において机、電話、関連情報・資料を提供します。専用のコンピューター及びインターネット環境は可能な限り提供しますが、実習先により提供できないこともあります(「**実習ポスト情報**」別添 1-1~1-4(医師枠は 1-1、1-5)を参照願います)。

* インターン(医師枠)合格者の場合、原則としてコンピューターは持参いただきます。その他の実習環境等については配属されるプロジェクト毎に状況が異なりますので、「**実習ポスト情報**」別添 1-1~1-4(医師枠は 1-1、1-5)を参照願います。

(2) 空港出迎え、宿舎の手配

在外事務所配属インターンは、合格後に配属先指導担当者と連絡を取りながら、配属先国における到着時の空港出迎えと宿舎の手配を依頼することができます。

12 報告書の提出、総合報告会の開催

実習に際しては、実習計画書、隔週の実習報告書等、各種報告書を提出していただきます。実習終了時には実習総合報告書を提出していただきます。

また、実習終了後、2014年3月(予定)に JICA 国際協力人材部 総合研修センターにおいて開催する総合報告会に出席していただきます。

13 守秘義務・禁止事項

(1) 守秘義務

インターンには、実習中に知り得た JICA の秘密に関わる事項については守秘義務が課せられます。秘密であると指定された情報や文書だけでなく、実質的にそれを秘密として取り扱うものや会話内容についても、実習期間中はもとより実習期間終了後も第三者に漏らすことのないようにしてください。JICA の秘密に関わる事項とは、以下の内容を含みます。

ア 個人、法人に関する情報

イ 組織の意志形成途上の情報で、公開することにより意志形成が妨げられる情報

ウ 事業の実施段階で公開することにより、事業の目的を失わせる情報

エ 外部から秘密に処理することを要請された情報

オ 法令により公開できない情報

また、インターンは、JICA の保有個人情報を、実習期間中はもとより、実習期間終了後も改ざんまたは実習実施に必要な範囲を超えて、使用、提供、複製してはなりません。

(2) 禁止事項

円滑な実習の実施とインターンの安全を確保する観点から、下記の行為を禁止します。

(ア) インターン全員に関する事項

- ・ JICA への事前連絡なしに日程、移動経路、宿舎、連絡先等を変更すること。
- ・ インターンとしての立場を利用した、政治、布教、私利に関する活動を行うこと。

- ・ その他、実習の円滑な実施及び安全の確保を妨げる行為を行うこと。
- ・ JICA の名誉を傷つけたり、品位を汚す行為及びセクシュアル又はパワー・ハラスメント行為を行うこと。

(イ) 在外事務所インターンに関する事項

- ・ 安全性が十分に確保されていない渡航・移動手段の利用。(※)
- ・ 現地における深夜、早朝発着便の利用。(※)
- ・ 安全性、衛生状態が十分確保されていない安宿等の利用。(※)
- ・ 事前に JICA の承認を得ることなく、当初実習期間と異なる日程で実習地へ渡航、または実習地から帰国すること。
- ・ 実習期間中に、事前に JICA の承認を得ることなく他の都市や第三国へ渡航すること。
- ・ 実習期間中に自己判断により危険度の高い地域へ立ち入ること。

(※)他の可能な手段がない場合を除き、安全管理上、現地における深夜、早朝発着便の利用は控えていただきます。また、実習国内での移動手段や宿泊先にも注意が必要な場合がありますので、詳しくは実習開始前に配属先指導担当者に相談してください。

これらの行為に関して JICA からの指示に従っていただけない場合や、正当な理由なく誓約事項に違反したときは、実習を中止することがあります(中止理由によっては、JICA が当該インターンの実習に要した経費の全額または一部について返済を求める場合があります)。また、研修期間中、傷病その他の事由により実習の遂行が困難と認められる場合や、実習の継続が適当でないと認められる場合は、実習を中止することがあります。なお、実習の中止に伴って追加的経費が発生した場合でも、JICA は一切経費を負担しません。

14 問合せ先

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部 総合研修センター
インターンシッププログラム担当

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

Tel: 03-3269-3022

FAX: 03-3269-2185

E-mail:jicaiict-intern@jica.go.jp

<http://www.jica.go.jp/recruit/intern/index.html>

【実習ポスト情報】

別添: 1-1 実習ポスト一覧

- : 1-2 【大学院生】実習ポスト(本部)
- : 1-3 【大学院生】実習ポスト(国内機関)
- : 1-4 【大学院生】実習ポスト(海外)
- : 1-5 【医師枠】実習ポスト

【大学院生応募書類】

別添:2 様式 1-大学院生 「2013 年度 JICA インターンシッププログラム応募申請書」

別添:3 様式 2-大学院生 「履歴書」

別添:4 様式 3-大学院生 「自己申告書」

別添:5 様式 4 「指導教官の推薦状」(日本語版)、(英語版)

別添:6 様式 5 「健康に関する質問票」 * 大学院生・医師枠共通フォーム

(様式なし): 在学証明書(オリジナル) 又は、大学院入学許可書(写し)

(様式なし): 語学力に関する証明書(写し)

◆海外留学中の方が在外事務所のポストを希望される場合は以下の書類も提出

(様式なし): 現在加入(インターン実習期間中も有効な)している海外旅行傷害保険の写し

【医師枠応募書類】

別添:7 様式 1-医師枠 「2013 年度 JICA インターンシッププログラム応募申請書」

別添:8 様式 2-医師枠 「履歴書」

別添:9 様式 3-医師枠 「自己申告書」

別添:6 様式 5 「健康に関する質問票」 * 大学院生・医師枠共通フォーム

(様式なし): 医師免許(写し)

(様式なし): 語学力に関する証明書(写し)